

選定療養費制度についてのご案内

同じ症状による通算のご入院が 180日 を超えますと、患者様の状態によって健康保険から入院基本料の15%が病院に支払われなくなります。

180日を超えた日からの入院は選定療養の対象となり、
入院基本料の15%は特定療養費として患者様のご負担となります。

当院ではご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が
患者様のご負担となります。

急性期病棟の入院期間 181日目から1日につき2,190円(税込)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので
特定療養費の徴収はいたしません。

- 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- 重症者病室に入院されている方
- 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者(日常生活自立度ランクB以上)
- 脊髄損傷等の重度障害者
- 人工呼吸器を使用されている方

この他にも選定療養から除外される条件があります

なお、ご入院時に退院証明書にて入院履歴を確認させて頂いておりますが、
これは入院期間の算定の方法が当院のみではなく、同じ症状による病気や怪我で入院されると、他の医療機関での入院期間も通算される為です。

当院で180日に達していない場合でも、他の医療機関の入院期間を合算して
180日を超えた場合には選定療養の対象となる場合があります。

これらは国の医療政策によるものであり、当院の収入が増加する訳ではありません。

詳しくは受付窓口までお尋ねください